

原野の買い取り話に
気を付けて！
(原野商法の二次被害)

事例

30年以上前に購入した土地を手放したいと思っていたところ、「売却してあげる」と不動産業者が訪問してきた。売却の条件が新たな土地の購入と言われたが、いろいろな土地が売れるならと思いい、売却と土地購入の契約をした。その後、業者から連絡がないので何度も連絡をしているが電話に全く出ない。

原野商法とは

「別荘地として将来値上がりする」などと言い、実際には価値のない土地を高額で売りつける手口で、1970年代から80年代に社会問題になった悪質商法です。

現在もその土地を所有し、税金の支払いや管理に困り、売却を考えている原野商法の被害者を狙って、売却契約の際に「後で買い戻す」「購入費用は後で返す」などと言い、結果的に別の新たな土地の購入をさせる「原野商法の二次被害」と呼ばれるトラブルが全国的に増加しています。

アドバイス

原野商法で購入した価値のない土地

を新たに購入する人はいません。実際に「売却してあげる」「買い取る」と言われ、消費者が利益を得られたケースや、新たに契約した土地の買い戻し、購入費用が返金されたケースは全国でも確認できていません。
突然業者が訪問してきたり電話で勧誘したりする、原野などに関する売却話はトラブルになる可能性が非常に高いので、耳をかさず、きっぱりと断りましょう。

また、1970年代から80年代に原野などを購入した消費者は現在高齢者になっています。周りの人も、身近な高齢者が変わったところはないか、金銭的に困っている様子はなにか気を配り、不安な場合は消費生活センターへご相談ください。

太宰府市消費生活センター

毎週月～金曜日 (年末年始、祝日を除く)

午前9時30分～午後4時
(正午～午後1時まで昼休み)

※予約申し込み不要・無料
※電話での相談も受け付けています
(☎内線348まで)

場所 市役所2階消費生活相談室

弁護士による多重債務
無料法律相談

毎月第3木曜日

※祝日の場合は翌週第4木曜日
午後1時～4時(一人30分程度)

※予約申し込みが必要です
(お問い合わせ・相談予約申し込み)
産業振興課 商工・農政係
(☎内線440)

地球にやさしいエコライフ 159

生ごみダイエット
半端ないって！

～もう一歩進もう～ ごみ減量72,000人プロジェクト(1人1日50g減量！)



夏本番！やっぱり気になるのはダイエット、においでですね。
人だけでなく、ごみもダイエット&におい対策をやってみよう！

●生ごみダイエットでにおい対策も？一石三鳥？

平成29年度のもえるごみの排出量は約17,686トン！半端ない量のごみを出しています。

半端ないごみの正体は・・・生ごみ。生ごみのうち約70%は水分です。2リットル入りのペットボトル約25万本分の水分をごみとして出しています。

あなたはこの「水」をお金をかけて燃やしますか？ 今こそ、生ごみ、水をダイエットさせることが重要です！



●3キリで生ごみダイエット！

水キリ

- 水に濡らさない
- ごみ出し前にひとしぼり
- ごみ出し前になるべく乾かして



食べキリ

- 作り過ぎない
- 残さずおいしく食べる
- 残り物は冷凍庫を活用

使いキリ

- 冷蔵庫の在庫をチェック
- 買い過ぎない
- 買った食材は使い切る

生ごみダイエットに成功すれば、においもなくなり、ごみも軽くなりごみ袋代の節約にもなります。

あなたも今日から3キリ(水キリ、食べキリ、使いキリ)で生ごみダイエットして、においも気持ちもスッキリしよう！

問い合わせ：環境課 ごみ減量推進係(☎内線362)

